

弁護士二十七人、相手にとって不足なし

桜間 照雄 (14期 1971 年卒)

いま僕は4年前にサラリーマンを卒業して、晴れて年金生活を送っている。真面目にサラリーマンをやっていたので、子供が3人できた。その子育てにお金を使い、貯えが乏しかったので、本当は60歳で終わりにしたかったのだが、71歳まで働いた。自分としてはずいぶん長く働いた気がしていたが、今の日本では70歳まで働くことは普通のことになっていた。ともかく、毎月の海外旅行は無理だが、2、3泊の国内旅行なら、年に4回か5回できる程度になった。よく働いたと思う。そして今は、週に一回ずつ、ロードバイクで50から100キロメートル走り、市民プールで1000メートル泳ぎ、大阪の徘徊で2万歩ほど歩いている。もっと頑張れると思うが、運動のやり過ぎは体に悪いのでこの程度にしている。仕事を辞めたらあれをやろう、これをやろうといろいろ考えていたが、なかなかで、あれもこれもやっていない。それでも、お気楽に日々思いついてひよいとあっちをやり、それが終わらないうちにまた思いついてひよいとこっちをやっている。昨年は、カブトムシを羽化させた。今年はクワガタをペアリングさせて、幼虫が15匹ほどとれた。近くに来年小学生になる孫がいるので、楽しませようと思い、楽しんでいる。

ということで、年金生活は暇を持て余すという風説もあるが結構忙しい。無為にして怠惰そのものの生活を送っているものの、退屈を感じることもない日々である。贅沢を言ったらきりがないので、実によい年金生活だということにしている。

そんな日々に、突然、27人の弁護士を相手にしなければならぬ事態が生じた。決して待っていたわけではないが、退屈しない生活の一助となる事態に遭遇したのだ。

このの起りは、僕の義父が残した神戸市長田区にある貸工場に係わる。なんと、僕の義祖父は、戦前に事業を立ち上げ、オート三輪車を製造販売していた。パンフレットが残っているので見てほしい(写真1)。当時としては立派なものだと思う。事業は順調に展開していたようだが、戦



写真 1-1



写真 1-2

時体制下で、今のダイハツ工業株式会社との合併を指導され、独立心の強い義祖父は潔く事業撤退の道を選んだとのことである。義祖父と義父は、戦後にはオートバイのリムのめっき加工をしていた。それもそれなりに業績を上げていたとのことであったが、地の利が悪くなり、産業構造変化の波に乗れず、義父の代で事業撤退した。兵庫リム工業有限会社(以下、兵庫リム)という名を残し、その名残の建物をいま賃貸に出しているのだ。ただ、その建物は一部戦前からのものであり、また阪神淡路大震災での倒壊を免れたもので老朽化が著しい。雨漏りをブルーシートを張って凌いでいる個所もある。15年ほど前に義父が亡くなったので、いま僕が連れ合いを手伝って、その面倒をみている。といっても、普段は何もやることはなく、シャッターがガタついている、雨漏りがするなどの苦情があれば、近所の何でもやってくれる大工さんのような人に修繕をお願いに行く程度のことを担当している。

なるべく早く取り壊して、売却するか駐車場にしたいのだが、いま一軒の店子さんがいる。その社長は僕と同年の今年後期高齢者となったヒトで、従業員を7~8人雇って頑張っている。建屋の改修補強を申し入れても、自分の代で廃業するので、家賃が高くなるのは避けたい、このままでよいと言われている。致し方なく、僕は自分の年齢も考えながらなるべく早く廃業してほしいと願っているところである。

問題は、もう一軒いた店子さんのことである。一人役員の有限会社エコノテック(以下、いずれも仮名)という。この社長、真谷鉄男さんは、おそらく大変お安い家賃だからと思うが、古物件を気に入ってくれて、自ら改修整備して事務所スペースの他に寝室、キッチン、トイレまで造作し、住民票を置いたうえで生活の場としても使用していた。もちろん、どうせ取り壊す建物だからということで、大家として了解したうえでのことである。

この社長から、事業を広げるために建物を改造、補修し



写真 2

て欲しい、したいと申し入れがあったのだが、建物に関わる費用は大家が負担するものなので迷った。社長は、僕の3~4歳上で、当時70歳を超えており、おいそれとは返事できるものではなかったが、設計、仕様は思い通りに決めたい、投資額は最小にする、施工は自分で手配する、資材費は立て替え払いしておくので後で清算することなど、熱心に訴えてきた。この社長は大変いい人そうに思え、年取った人のやる気を応援したいという気持ちもあり、八っさん、熊さんの面倒みている長屋のご隠居大家さんの心境になったわけでもないが、先行きの懸念を持ちつつも、要望に応え新たな賃貸借契約を締結した。投資費用を6年で回収する家賃設定にし、6年に満たずに契約を解除するときは、回収されていない債権を清算するという条項を入れてもらった上で、無謀な決断をした。2018年5月のことだった。

その真谷鉄男氏が2020年1月に死去した。案の定というか、投資は回収できなかった。僕の賃貸経営感覚はやっぱり長屋のご隠居さん以下だったようだ。約1週間を待って長男のところへ電話したところ、「弁護士に任せている。連絡を待ってほしい。」とのことであった。何やらよからぬ予感がした。その直後に、代理人を名乗る関東法律特許事務所の弁護士から、御連絡書が郵送されてきた。「通知人は、本来であれば被相続人を相続し、被相続人が生前行っていた業務を整理することが理想であります。しかしながら、近日中に相続放棄する考えです。」とあった。放棄された相続財産を見てほしい(写真2)。現場あるいはこの写真を見た人こそぞって、「これはひどい。夜逃げの跡のようだ。ゴミそのものを他人に押し付けて済ませようとしている。計画的で悪意を感じる」とのことであった。

このような事態を経験したことがなかったので、僕はまず民法の相続に係る条項を読んでみた。法定相続人には順位がある。被相続人すなわち亡くなった人の子供が第1順位で、存命であれば父母が第2順位に、兄弟姉妹がいれば第3順位法定相続人になるとなっている。配偶者には順位がなくいつでも相続人となり、上位順位の者が全員相続放棄したときに、相続権が次順位の相続人に繰り下がっていくことを知った。もし法定相続人全員が相続放棄すれば、相続財産すなわち残置物は法人化され国家の財産となるのである。ただし、残された残置物の価値が棄損しないよう、また建物であれば老朽化して隣の家に倒れ

掛かることなどの無いよう管理する必要があり、その管理責任は、次の管理する者が現れ、引き継ぎがなされるまでは、その時点での最後の相続人に課せられるとなっている。

そんな知識を身に付けた後、僕は法律専門家に相談しに行った。兵庫県と大阪府の弁護士協会には、ともに30分、5,500円で弁護士相談制度があるので、そこを利用した。まず、兵庫県の弁護士は、「やるのが酷すぎる。相続人に残置物の片づけだけでも相談してみたら。うまくいくといいですね。」とのことだった。また、「このような一人役員会社の場合、会社の財産も個人の財産とみてよい。」とのことでもあった。大阪の弁護士は、もっとあっさりしていた。「管理責任があるとしても、損害賠償まで求めることはできない。民法にその規定がない。知らぬ顔をされたらどうしようもない。」というものだった。普通はここで終わることになる。大家は残置物の処分を行い、次の賃借人を求めるのだ。それが相続人の狙いである。僕は間抜けな大家さんとの誹りを受けなければならない。多分、いい大家さんと言ってくれる人はいないと思う。

しかしながら、兵庫リムには特殊な事情があった。まず、片づけを急ぐ必要がないことだ。新たに貸し出して、取り壊しのタイミングを遅らすことは、建物の寿命が許さない。残置物は建物を解体するときまで置いておけばよい。次には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)なるものを抱えていることである。PCBは電気的絶縁性に優れ、トランスとかコンデンサーとか、業務用蛍光灯の安定器にも使用されていた。カネミ油症事件により、その毒性が明らかになったため、国はPCB特措法を立法し、PCBを含んだ電気機器等をPCB廃棄物と定め強制的に処理することになった。兵庫リムはめっき加工をやっていたので、トランスとかコンデンサーをこの規模の工場としては考えられないほど持っており、まとめて建屋の2階に厳重に保管してある(写真3)。重さ300kg近くあるものはじめ全部で10台あり、搬出に相当の作業スペースがいるが、残置物により搬出できない状態となっている。PCB特措法は、恐ろしい。期限の2027年3月31日までに処理しなければ、保管業者は3年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれが併科される。重罪である。兵庫リムの所有物ではなく、管理責任もない残置物が邪魔で処理できないのは不可抗力であり、もし刑罰を受けるとしたら理不尽であ



写真 3

る。PCB 廃棄物処理を指導監督する立場にある神戸市は
どう判断するだろうか。残置物管理責任を法定相続人に
問うのではなからうかと考えた。

こうして残置物管理責任を法定相続人に迫することに
意味があるのか、また弁護士相談に行った。弁護士は、
相続放棄されても管理責任を問うことができる。やるだけ
やってみてよとのことであった。法定相続人の住所等の
戸籍情報をもらいに行くには、被相続人が死亡している
ことを示さなければならないので、本籍地が記載されてい
る住民票除票を取りに行くことから始める、と聞いた。

そこで、神戸市長田区役所市民課に、真谷鉄男氏の住
民票除票をもらいに行った。個人情報保護法制定以来、
個人情報の取り扱い、腫れ物に触るかのような状態
である。50 代の女性係員は、なんと、本人が死亡したことを
証明する書面、例えば死亡診断書はあるかと聞いてきた。
また、エコノテックの相続者に相談せよ、とも言われ、それ
らの事情を申述書として提出せよとのことだった。なぜ申
述書まで書かなければならないのか訳がわからなかった
が、2 日後に作成した申述書を持って出直し、女性係員に
加え、市民課係長にも立ち会ってもらって話をした。債権
の回収と、残置物の処分交渉を行いたい、法定相続人の
有無、連絡先等を知るためにまず住民票除票の交付をお
願いしたい、と伝え建物賃貸借契約書を示した。鉄男氏
が死亡していることを示せる書類は持っていない。例えば
死亡診断書とのことだが、親族ではないので死亡に立ち
会っていない。どこで死亡し、どこの医師に診断を受けた
かもわかるはずはなく、入手は不可能である。相続人と話
し合えとのことだが、その相続人を知るためには鉄男氏
の本籍地に戸籍情報をもらいに行かなければならない。住
民票除票にその本籍地が記載されているのだから、交付
を願うと伝えた。これらは、2 日前に口頭で告げたこと
である。住民票の交付要件を満たしているにも関わらず、交付
しないとすれば兵庫リムの財産権行使の妨害になると
まで言ってみた。結局、入手できたが、係員はまさに引かれ
者の小唄のごとく鼻歌を歌いながら交付してくれた。正
当な請求であり正しく交付すべき場合でも、できる限り出
さずに済ませようという対応だった。

真谷鉄男氏の本籍が神戸市にあったので、その戸籍謄
本を三宮証明サービスコーナーに貰いに行った。ここでの
対応は様変わりであった。事情を話すと、どんな書類が必
要なのかも親切に教えてくれ、交付してくれた。これにより、
鉄男氏の子供3人の戸籍情報、奥さんとは離婚している
こと、及び鉄男氏は金沢市にある父親の真谷満男氏の戸
籍から入籍していることが分かった。まず鉄男氏の長男と
長女の本籍のある神戸市灘区役所に出向き、住民票を交
付してもらい、二人の現住所を知ることができた。灘区役
所でも事情はすんなり理解され、要件がそろえば事務的
に交付するとの態度である。これが普通だろう。また、金
沢市の満男氏の戸籍に、鉄男氏の兄弟の戸籍情報が載っ
ている、郵便で請求すればよいと、その手続き方法を用
紙の準備とともに親切に教えてくれたし、同情的ときえ思
われた。

金沢市に、真谷満男氏の戸籍謄本交付申請の書簡を
書いた。約 1 週間後に電話があり、申請書に不備があり、
不足の書類もあるので送り返す、再度提出するようにと
のことであった。返却書類とともに届いた書面にいろいろ

書いてあった。中に、満男氏とだれの関係を知りたいのか
とあった。そのだれがいるかを知りたいのだ。第2順位相
続人である父親および母親が生存しているか、もし両者
とも死亡していたら第3順位相続人となる満男氏の鉄男
氏以外の子供がいるか知りたい、という理解ができてい
ないものであった。また、真谷鉄男氏がエコノテック社
の連帯保証人になっていなければ、戸籍情報は交付できな
いとのことであった。先代が結んだ賃貸借契約には連帯
保証人がなかったし、僕には契約先の法人の社長を個人
の立場で連帯保証人にする意味が理解できていなかった。
そこには社長個人が連帯保証人になっていれば、その法
定相続人に法人債権の返済も求めることができるという
重大な意味があったのだ。素人大家の僕はしくじったら
しい。連帯保証人としておけば話は簡単だっただろう。し
かしながら、事情により、一人役員会社であれば会社の財
産(債務)も個人のもののみならずという考えがある。最初
に相談した弁護士の意見だ。神戸市の三宮証明サービス
コーナー及び灘区の戸籍担当者も建物賃貸借契約書を
示し事情を説明したら了解してくれた。

念のため、僕が住んでいる芦屋市役所の戸籍窓口
に教えてもらおうと金沢市からの書簡を持って行った。自
分のところの案件ではないのでさぞ迷惑であつただろうが
親切に教えてくれた。金沢市の考えが間違いとは言
うことはできないが、このようなケースでは芦屋市は
エコノテックの財産も社長個人の財産とみなし、法定
相続人の特定のための戸籍情報を出すとのことであ
った。芦屋市には別に戸籍情報を交付する市民セン
ターがある。そこでも聞いてみたら、同じ答えであ
った。金沢市役所は、第2及び第3順位相続人も
相続放棄する可能性が高いとして、戸籍情報交付
の必要がないと見込んでいたようだった。しかしな
がら、相続放棄したとしても、残置物管理責任が
残るので、管理責任を求める者が相続人を知るの
は当然であろう。結局のところ、エコノテック
の実情、代理人の御連絡書の内容、弁護士の意見、
さらに神戸市の対応等を申述書にすることで、
会社財産も個人財産とみなせると理解してもら
えた。漸く交付してもらった戸籍情報で、第2
順位相続人として母親、及び第3位順位相続人
として姉及び弟がいることが分かった。母親は、
大正 8 年生まれの 101 歳だった。

姉及び弟との交渉になるだろうと思って、再び
両者の本籍地のある神戸市灘区役所に住民票を
もらいに行った。ところが、いかに高齢として
も第2順位相続人との交渉が先である。姉及び
弟の住民票は出せないとのことであった。101
歳の人との交渉が非現実的であることを知
ってか、気の毒そうにしていたが、灘区とし
ては締めるところは締めるということだ
った。母親に連絡するにしてもあまりにも
高齢であり、突然では何のことか理解でき
ないだろうと思って、まず真谷鉄男氏の
長男にあらかじめ事情説明しておいてほ
しいと手紙を出した。その返事、即ち第1
順位相続人と同じ代理人からの御連絡書
が来た。母親は相続放棄するとのこと
であり、さらに姉も弟も相続放棄する
とのことであった。予想通りだった。
ネットで調べたところ、負債がある
場合に相続放棄するときは、次順位の
相続人が知らぬ間に負債をかかえる
ことになるので、あとで揉めない
ように、全員で相続放棄を行った
ほうが良いと解説されている。第1
順位相続人の代理人はこれを怠った。僕が

気のいい大家さんで、第2、第3順位の相続人を追いかけることはないだろうと高を括っていたに違いない。もちろん PCB 廃棄物のことは知らなかっただろう。ともかく、母親の相続放棄により、101歳と交渉しなくて済んだと安堵した一方、残置物の管理責任を姉と弟に求めることにした。災難なのは、姉と弟だ。

三たび神戸市灘区役所に、姉と弟の現住所を知ることのできる戸籍情報をお願いに行った。応対してくれたのは、少し若い係長だった。この係長は、それまでの担当者とは違い、エコノテックの残置物が真谷鉄男氏個人の相続財産とは直ちに言えないと拘ってきた。今度は面倒くさくなった。住居にある個人の相続財産に関する交渉のためとしたら、黙って交付してくれた。金沢市のときも個人の相続財産があるとすれば楽だったであろうが、エコノテックのものも鉄男氏の相続財産という理解ができるか、弁護士、神戸市に加えて確認したかったので頑張ったのだ。

姉と弟に残置物の管理義務および PCB 廃棄物搬出経路確保について相談させてほしいと書簡を書いた。ここで初めて PCB 廃棄物について触れた。1週間ほどして、代理人から、円満な解決を望んでいる、解決金として金 50 万円の支払いを提案するとして御連絡書もらった。ここでやめるにはあまりにも中途半端である。残置物管理責任の決着に興味が残る、神戸市の判断を知りたいと思い提案を拒否した。そもそも撤去費用には 50 万円は少額すぎて話にならない。すぐに残置物を片付ける必要もないのは、先述した通りである。また、通知人に直接ではなく代理人に連絡が欲しいとのことであったので、姉及び弟が代理人委任契約を結んでいることを知らないと返した。すると、姉、弟に加え母親の代理人委任状原本を送ってきた。そこにはなんと 26 名の弁護士が並んでいたのだ(写真4)。さらに御連絡書には復代理人弁護士の名前があった。かくして、27 名の弁護士が登場した。関東法律特許事務所のホームページを見たところ、所属弁護士 27 名のうち 25 名の弁護士が代理人若しくは復代理人となっており、ホームページに載っていない弁護士 2 名が代理人になっていた。ともかく弁護士事務所総がかりである。27 人も弁護士をそろえるということは、合理的とは言えないことを強弁していることを自覚し、交渉に懸念を持っているため、弁護士の威光を数を頼んで示そうとしていると理解した。浅薄そのものである。

ここで、代理人は間違えた。母親の代理人委任状はも

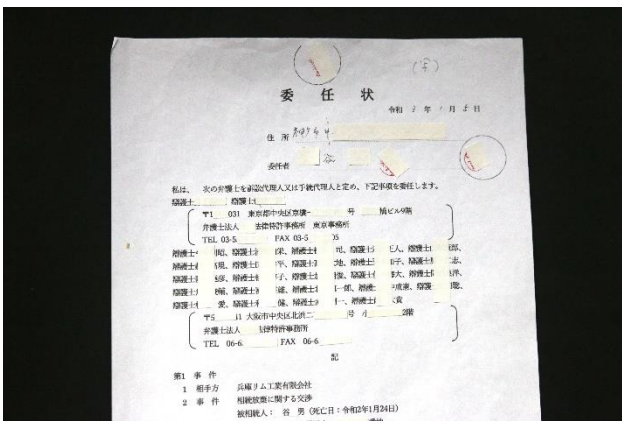


写真 4

はや不要だ。母親は相続放棄し、残置物管理責任も次順位の相続人に移ったのであるから、もはや交渉の相手とする法的立場にはない。27 名の弁護士が雁首揃え、不要な委任状を 101 歳の高齢者に作成させたのかと思うと腹が立つことを乗り越えて呆れた。僕に提出するために必要だと説明し、僕が煩瑣を与えていると誤解させているのだろう。母親に対し釈明と謝罪をお願いしたが、反応はない。

今回の相続放棄には弁護士集団の浅知恵といえる計画性がみられる。真谷鉄男氏に、2019 年 8 月に、「賃貸物件上にある動産、不動産のすべてを兵庫リムに遺贈する」と遺言書を書かせている。2020 年 1 月に亡くなる3か月ほど前に、廃業を考えているとのことで打合せを持ち、賃貸借契約を終了するときは原状復帰することを約束したが、その過程では一言も遺言書に触れなかった。そして、何の片付けもしないまま放置し、死のわずか1週間後に、最初の御連絡書が来たのだ。かねてのシナリオ通りといったところであろうが、そのシナリオがお粗末である。そもそも遺贈するなどという遺言書は必要ない。相続放棄して知らん顔をしていれば大家に残置物処分を押し付けられるという効果は同じである。大家側に法的対抗手段はない。代理人の指導で、エコノテックのものも押し付けることを意図したものであったろうが、逆に遺言書により、法人のものも個人のものも相続の対象であることを自白した結果になった。最初の御連絡書にも、「通知人は、近日に相続放棄をする考えですので、エコノテック及び被相続人の債務を引き継ぎませんので、その旨、ご連絡します。」とあり、当初からエコノテックのものも相続対象とされていたことは遺言書に一致する。

ところで、神戸市の残置物管理責任に対する判断はどうなるであろうか。PCB 廃棄物は、管理保管状況を年に一度報告しなければならない。昨年(2022年)、神戸市環境局環境保全課民間施設担当を訪問し、残置物が邪魔で PCB 廃棄物の搬出ができない旨説明し、残置物管理責任者に何らかの指導をするようお願いした。残置物に管理責任を持つ者は、第3順位相続人であると理解してもらえたようだ。といっても、処理の期限が迫って来たら国から何らかの通知等の発出があるはずで、それを待つ指導するとのことであった。今年も、何とか神戸市と協力して PCB 廃棄物処理を進めたいところであるとの態度で年次報告に行った。兵庫リムさんがお困りであることは理解できると、少し同情的になっていたが、やはり指導はまだ先であることは変わらなかった。

今、僕と代理人との間の交渉は平行線になっている。僕からは、姉と弟に管理義務として残置物が占有しているスペースの賃貸料の支払い、及び残置物の移動をお願いしている。代理人は、エコノテックの残置物は真谷鉄男氏個人の相続財産ではないので、第3順位相続人に管理義務は及ばないとしている。最初の御連絡書とは言を変えたのだ。さらに管理義務は、その放棄により相続人となった者が存在することを前提としていると、わけの分からないことを言ってきた。その法的根拠を尋ねたが、回答はない。また、私物はないとも言い始めた。住居に私物がないなどするのはどういう神経かと恐れ入った。さらに代理人は僕の管理責任を問う主張に根拠がないことは、相談した弁護士らが依頼を受任しなかったことから明らかだと言ってきた。節目節目でスポット相談をしたが、解決を依頼し

たことはない。依頼していないのだから受任もない。おまけに、PCB 廃棄物に関して神戸市から姉及び弟に何ら指導がなかったから管理責任はないと言ってきた。いずれも牽強付会そのものであり、弁護士はあらゆる主張を尽くすとはいうもののそこまで言うかと笑ってしまう。

相続の問題から少しばかり離れるが、この弁護士事務所と第1順位相続人との、企業コンプライアンス上の問題が疑われる。計画的に前もって準備していること、何よりも 27 人の弁護士が係わっていることだ。まともに弁護士費用(報酬)を払うとしたら、1 件、弁護士 1 人 15 万円が最低相場らしい。26 人の代理人では 400 万円近くになる。解決金 50 万円の案件にそんなに大勢の弁護士がかかわるだろうか、常識的には 1 人であろう。訴訟における弁護団の弁護士の数を調べてみた。袴田事件の再審公判では 20 名の弁護士で弁護団が構成されている。各自の正義を希求する志と情熱が、「再審無罪」というゴールに向かっての弁護団活動を支えているとホームページにある。香川県豊島の公害調停では、最初は中坊公平氏をはじめ 5 名の弁護士、その後瀬戸内 7 府県から 8 弁護士が加わり 13 名となった。この訴訟も弁護士は自弁であった。

27 名の弁護士が関わるのは、よほどの正義の希求があるに違いない。大家は暴利を貪る悪党で、残置物を押し付けて懲らしめることに正義があるということなのだろう

か。少なくとも僕は、家賃の値上げにつながるような改修、補修はしておらず、お安い家賃で細々と賃貸経営を行っている。懲らしめるのは大企業大家にして欲しい。第1順位相続人、おそらく長男の勤務先と関東法律特許事務所に取り引があり、弁護士事務所側に利益供与、長男側に取り引先を私的に利用するという企業コンプライアンス違反が疑われるのは当然であろう。弁護士事務所は、無償で便宜を図ったのであろう。さもなければ母親が不要な代理人委任をするはずがない。このことを、第3順位相続人に書き送ってみた。代理人から、そもそも意味不明である、なんら不正行為の事実はありませんとの返事があった。企業コンプライアンス違反には法律に触れないケースもあり、法に触れないなら不正ではないという意味なのだろう。それでも、会社との取引関係はないとは言ってこなかった。昨今、企業はコンプライアンスをおろそかにしていない。真谷鉄男氏から長男の勤務先は聞いているので、いずれ情報提供を試みようと思う。

PCB 廃棄物処分期限である 2027 年 3 月まで、あと 3 年と数か月である。その時には、神戸市から何らかの判断、指導があるものと期待している。それまで元気になっていなければならない。週 1 回ずつの運動メニューに、近場にある六甲山の山歩きも入れておくほうがいいかもしれない。

同窓会 HP:2024 年 3 月 8 日公開